

決議案第2号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和5年11月29日提出

尼崎市議会議員	前	迫	直	美
同	藤	野	勝	利
同	中	尾	健	一
同	別	府	建	一
同	林		久	博
同	綿	瀬	和	人
同	岸	田	光	広
同	川	崎	敏	美

(別 紙)

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

我々尼崎市議会議員は、議員として市民から負託を受けたものとして、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例等を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出すとともに、パソコン等の購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いを行った。

これらの行為について、尼崎市議会はこれまで2度にわたり議員辞職勧告決議を行ってきたが、光本圭佑議員は勧告に従わず、いまだに自ら責任をもって事実を明らかにするという姿勢すら示していない。

こうした中で、尼崎市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、市民から所定の連署をもって議長に対し調査請求がなされ、この請求に基づき尼崎市議会議員政治倫理審査会が設置された。

同審査会での審査の結果、光本圭佑議員によって引き起こされた、不正が疑われる6つの事象のうち4つの事象について、同審査会は政治倫理基準に違反すると認められるとの結論を出した。

更に、審査の過程において、光本圭佑議員は説明責任を果たそうとしないばかりか、当初の発言を翻し、審査会からの照会に対して回答を拒否するといった不誠実な態度を示した。

こうしたことから、同審査会は、「光本圭佑議員が議員の職にとどまることは適切でなく、このまま職にとどまることによって議員報酬等が支払われていることを考えると、即座に辞職すべきである」とし、議会において講ずべき措置として、「光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議を行うのが妥当である」との判断を下した。

尼崎市議会議員政治倫理審査会という第三者機関による審査結果は極めて重大であり、今回の一連の事態によって市民の信頼を大きく損ね、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、断じて許されるものではない。

よって、光本圭佑議員は市民の負託を受けた、公人たる市議会議員であることを再度認識し、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちに市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年11月 日

尼 崎 市 議 会